

生前の相続対策もお任せください

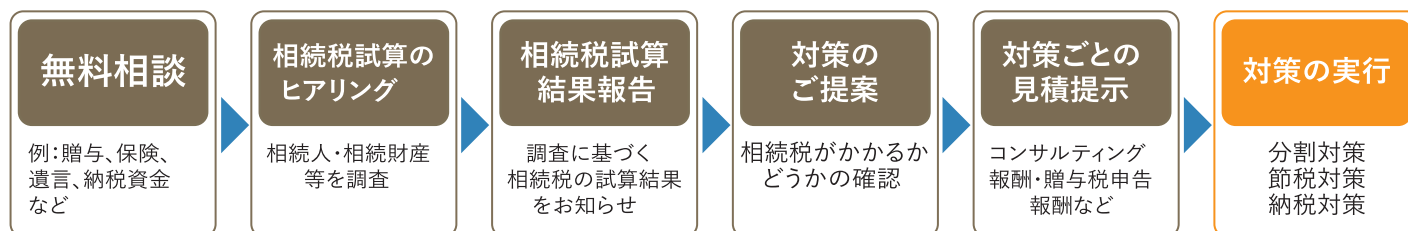
こんな悩みや疑問はありませんか？

- ✓ お父さんが亡くなったら、どれくらい相続税がかかるの？
- ✓ 相続税の負担が重いから、少しでも減らしたい・・・
- ✓ 両親ともに高齢だから、立て続けに相続がおきるかも・・・
- ✓ 家族間での争いをなくすために、自分の意思を伝えたい!!

イワサキ経営グループでは**生前の試算**から**対策**、
そして**相続発生後**まで**サポート**をいたします。

現状分析、相続税試算サービスのご案内

面談では、お客様のお悩みや状況をヒアリングさせていただきます。お困りのことがあれば、遠慮無くご相談ください。



【ご用意していただく書類】

- ◇固定資産課税台帳
(通知書でも可)
- ◇直前期の確定申告書控え一式
(申告している場合)

【確認したいこと】

- ◇相続人の状況 (家族関係図)
- ◇預貯金・借入金などの残高 (概算可)
- ◇生命保険のご加入状況 (保険証券写し)
- ◇その他財産の金額 (概算可)



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ

相続税申告のご案内

相続にかかるコストは、
「報酬額」「相続税額」「遺産分割資金」の
トータルでご判断ください

税理士法人イワサキ

沼津事務所（本社）



〒410-0022
沼津市大岡984-1
TEL 055-922-9228
FAX 055-923-9240

静岡事務所



〒422-8037
静岡市駿河区下島192-2
TEL 054-270-3905
FAX 054-270-6537



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ
株式会社イワサキ経営／税理士法人イワサキ

お気軽にお問合せ下さい

静岡事務所 ☎ **054-270-3905**

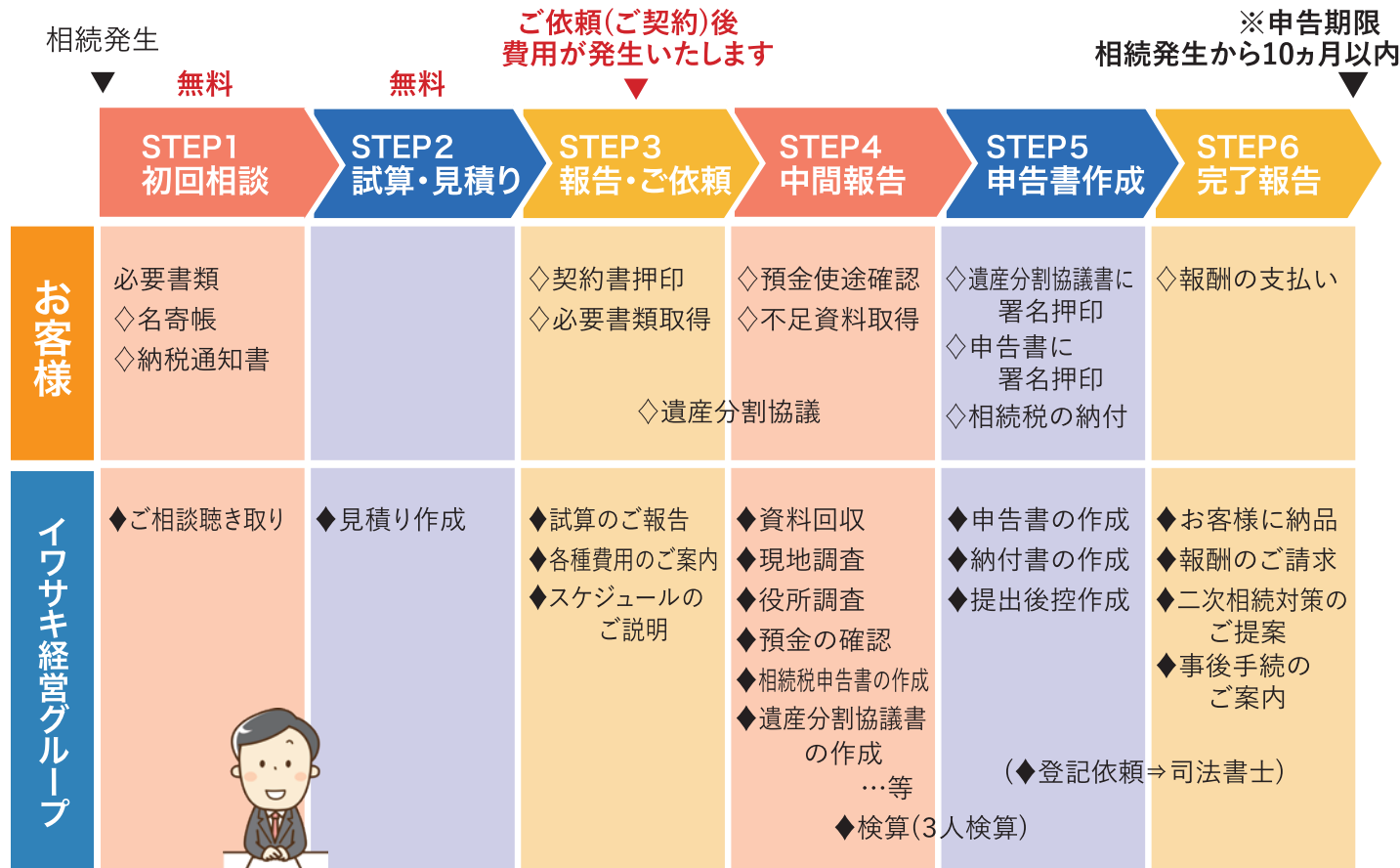
✉ iwasaki-management_@tax-iwasaki.com





イワサキ経営グループは、相続業務で長年培った経験と豊富な実績をもとに、お客様一人ひとりに合わせた最良の相続サポートをご提供しています。相続の「手続き」から「税務申告」まで、すべて私たちにお任せください。

ご相談から相続税申告完了までの流れ



相続税の基礎控除とは？

相続税には**基礎控除**があり、遺産の総額から故人の債務(借金)や葬儀費用を控除した課税価格の合計が基礎控除の金額以下であれば相続税はかかりません。また、課税価格が基礎控除を超える場合でも、税務上の特例により、相続税がかからないケースもあります。相続税の計算は、相続をした相続人や遺言によって財産を得た方が行わなければいけません。財産評価の難しいケースもありますので、一度当社へご相談ください。



基礎控除の計算方法

この金額に対して相続税がかかる **3,000万円+(600万円×法定相続人の数)**

【例：法定相続人が3人いる場合】

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3\text{人}) = \text{相続税の基礎控除額 } 4,800\text{万円}$$

税理士法人イワサキが選ばれる3つの理由

① 年間180件以上の申告実績

一生に1～2回の「相続」。相続税申告で最も大切なことは「**経験豊富な良きパートナー**」を見つけることです！

- 実績&経験豊富！
- 不動産に明るい！
- フットワークが良い！

税理士の
2極化

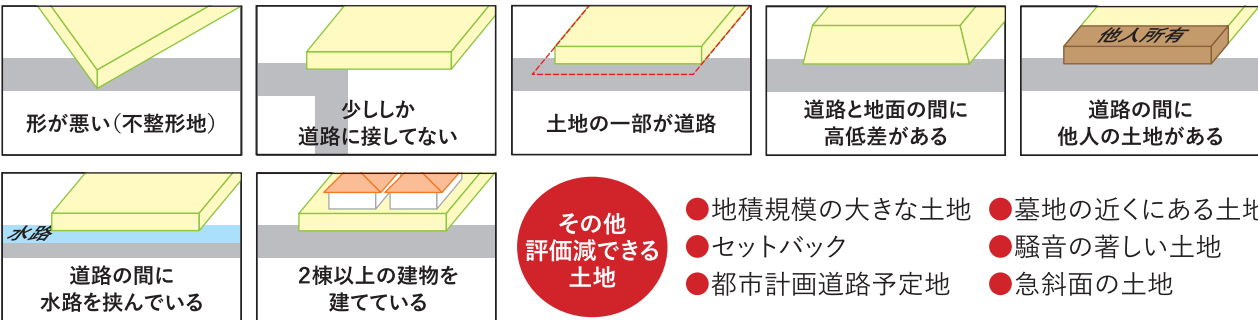
- 相続税申告の経験が少ない
- 不動産が苦手
- 途中経過報告がない



相続税申告の状況(税理士)：相続税申告数134,275件、税理士数80,163人、税理士1人あたり件数1.67件
※国税庁発表 令和3年度

② 精度の高い土地評価ができる

相続財産の大半を不動産で占める我が国の資産構成においては、不動産の評価で納税額が大きく変動します。



その他
評価減できる
土地

- 地積規模の大きな土地
- 墓地の近くにある土地
- セットバック
- 騒音の著しい土地
- 都市計画道路予定地
- 急斜面の土地



③ 相続専門スタッフによる一貫した対応

相続の豊富な実績を持つ相続専門スタッフと税務署のOBが、お客様のところへ何度も足を運び、話を聞き、経過報告しながら、パートナーとしてお客様の気持ちを第一に考えた業務を心掛けております。



相続税申告アフターフォローサービス(二次相続対策)

- ◆次の相続に向けた対策、ご相談もお引き受け致します。
- ◆相続人様の確定申告もお引き受け致します。
- ◆相続をされた不動産の活用や売却等に関する節税対策も行います。
- ◆その他相続税申告後の資産税のご相談もお受けしております。

保 険

贈 与

遺 言

土地活用

売 却

法人設立